## 随意契約結果及び契約の内容

業務の名格         個型域港湾の経済波及効果の把握に関する検討業務           業務 概要計画準備 1式 資料収集整理・分析 1式 産業構造分析 30果 算出対象貨物の選定・直接効果の算定 1式付加価値額の第定による経済波及効果の把握 1式 成果物 業務完成図書作成 1式 協議・報告 1式 成果物 業務完成図書作成 1式 協議・報告 1式 成果物 業務完成図書作成 1式 協議・報告 1式 公 5 財							
	業	務	0)	4	名	称	中国地域港湾の経済波及効果の把握に関する検討業務
	業	Ť	<b>安</b>	概			資料収集整理・分析 1式 産業構造分析・効果算出対象貨物の選定・直接効果の算定 1式 付加価値額の算定による経済波及効果の把握 1式 経済波及効果算定ツールの作成 1式 成果物 業務完成図書作成 1式
	-t /	57 (H N		-t	- L	``	支出負担行為担当官
の名称及び所在地       広島市中区東白島町14番15号         契約年月日 令和3年8月31日         契約業者の住所東京都中央区晴海二丁目5番24号         契約業者の住所東京都中央区晴海二丁目5番24号         契約金額 19,833,000円(税込み)         予定価格 19,866,000円(税込み)         随意契約によることとし 技術提案書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。         業務場所中国地方整備局指定の場所         業務場所中国地方整備局指定の場所         業額区分建設コンサルタント等         積行期間(自)令和3年8月31日         履行期間(百)令和4年2月25日						7 🖂	中国地方整備局副局長 中島 靖
<ul> <li>契約年月日 令和3年8月31日</li> <li>契約業者名 セントラルコンサルタント株式会社</li> <li>契約業者の住所東京都中央区晴海二丁目5番24号</li> <li>契約金額19,833,000円(税込み)</li> <li>予定価格19,866,000円(税込み)</li> <li>が成表明書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。</li> <li>業務場所中国地方整備局指定の場所</li> <li>業種区分建設コンサルタント等</li> <li>履行期間(自)令和3年8月31日</li> <li>履行期間(至)令和4年2月25日</li> </ul>							
契約業者の住所東京都中央区睛海二丁目5番24号           契約金額19,833,000円(税込み)           予定価格19,866,000円(税込み)           が成意契約によることとした推議を表すの提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。           業務場所中国地方整備局指定の場所           業額区分建設コンサルタント等           履行期間(自)令和3年8月31日           履行期間(至)令和4年2月25日	<del></del>	<i>A1</i> .			-	1	
契約業者の住所       東京都中央区晴海二丁目5番24号         契約金額       19,833,000円(税込み)         予定価格       419,866,000円(税込み)         随意契約によることとした た       簡易公募型プロポーザル方式により、手続開始の公示を行ったところ、2社から参加表明書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。         業務場所       所中国地方整備局指定の場所         業額区分建設コンサルタント等       分建設コンサルタント等         履行期間(自)令和3年8月31日       令和4年2月25日							
契 約 金 額 19,833,000円(税込み)   予 定 価 格 19,866,000円(税込み)   簡易公募型プロポーザル方式により、手続開始の公示を行ったところ、2社から参加表明書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。	契	約	業	ā	<b></b>	名	セントラルコンサルタント株式会社
予 定 価 格         19,866,000円(税込み)           簡易公募型プロポーザル方式により、手続開始の公示を行ったところ、2社から参加表明書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。           業 務 場 所 中国地方整備局指定の場所           業 種 区 分 建設コンサルタント等           履 行 期 間 (自) 令和3年8月31日           履 行 期 間 (至) 令和4年2月25日	契	約美	美 者	0	住	所	東京都中央区晴海二丁目5番24号
簡易公募型プロポーザル方式により、手続開始の公示を行ったところ、2社から参加表明書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。  業務場所中国地方整備局指定の場所 業種区分建設コンサルタント等 履行期間(自)令和3年8月31日 履行期間(至)令和4年2月25日	契	糸	勺	金		額	19,833,000円(税込み)
加表明書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定 委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、 技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。 以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。 業種区分建設コンサルタント等 履行期間(自)令和3年8月31日 履行期間(至)令和4年2月25日	予	Ţ	Ē	価		格	19,866,000円(税込み)
業 種 区 分建設コンサルタント等履 行 期 間 ( 自 )令和3年8月31日履 行 期 間 ( 至 )令和4年2月25日		意契約			とと	:し	加表明書が提出された。中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、セントラルコンサルタント株式会社を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同
履 行 期 間 ( 自 )	業	矛	务	場		所	中国地方整備局指定の場所
履行期間(至) 令和4年2月25日	業	利	重	区		分	建設コンサルタント等
	履	行 其	月 間	(	自	)	令和3年8月31日
備	履	行其	月間	(	至	)	令和4年2月25日
	備					考	

## 備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に 予定調達数量を乗じた額を記載する。